



税理士が教える経営に役立つ税制情報／

TAX & LAW



TKC近畿兵庫会加古川支部

広報委員 伊藤智子

## 「年収の壁」扶養範囲を確認しましょう

パートやアルバイトで働く人の中には、自身の年収と配偶者の扶養範囲を意識している人が少なくありません。経営者は税金や社会保険の扶養範囲に影響のある年収のライン、いわゆる「年収の壁」について従業員に説明しておきましょう。 ※本稿では夫婦共働きで、妻が夫の扶養範囲に収まるかどうかのケースを基に説明します

### 所得税・住民税

#### 配偶者の扶養から外れるのは？

年収にかかる税金には所得税と住民税があります。夫婦共働きで、妻が給与収入のみのケースでは、妻の年収によってかかる税金や夫が受ける配偶者控除等（最高38万円。妻が70歳以上の場合は最高48万円）の適用に影響があります。そのラインは「100万円」「103万円」「150万円・201万円」です。

#### 100万円の壁▶住民税が課税

年収が100万円（自治体によって93万円～100万円）を超えると住民税が課税されます。

#### 103万円の壁▶所得税が課税

年収が103万円を超えると、税法上の扶養から外れ、妻本人に所得税が課税され、夫は自身の収入から配偶者控除を受けられなくなります。ただし、妻が年収103万円超201万6,000円未満であれば、夫は配偶者特別控除を受けられます。配偶者特別控除は妻の年収が150万円以下までは配偶者控除と同額の控除を受けられるため、夫の手取り収入には影響がないといえます。配偶者控除や配偶者特別控除は夫の年収によって控除額が異なり、年収（目安）1,195万円を超えると受けられません。

※詳細は国税庁のホームページ「NO.2672 年末調整で配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるとき」を参照



#### 150万円の壁・201万円の壁▶配偶者特別控除の額が段階的に縮小→「0」に

妻の年収が150万円を超えると、夫が受ける配偶者特別控除の額が段階的に縮小し、妻の年収が201万6,000円以上になると、夫は配偶者特別控除を受けられなくなります。

#### 副業等で「103万円」を超えることも！ FXや暗号資産の収入に注意を

年収103万円以下でも給与所得以外に副業等の収入があると、一時所得や雑所得、譲渡所得となって所得税が課税される「103万円の壁」等を超えてしまうことがあります。FXや暗号資産の取引、フリマアプリ等で20万円以上の所得がある場合は注意しましょう。生活に通常必要な家具や衣類、食器等の生活用動産の譲渡による所得は非課税とされていますが、1個（1組）30万円を超える貴金属や宝飾品、美術品等の譲渡については課税されることとなります。また、生命保険の一時金や損害保険の解約返戻金、懸賞金、競馬や競輪の払戻金等による収入がある場合も注意が必要です。

参考文献：「事務所通信2024年11月号」（TKC出版）

